中国における数値限定発明の創造性

~3ステップ法と予期せぬ効果~

中国知的財產権訴訟判例解説 (第32回)

新日鉄住金ステンレス株式会社 一審原告、無効宣告被請求人

国家知識產権局特許復審委員会 一審被告

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

中国における進歩性は創造性と称され、権利化実務上、避けることのできない問題である(専利法第22条第3項)。

専利法第22条第3項

創造性とは、現有技術に比べて、その発明が突出した実質的特徴及び顕著な進歩を有し、その 実用新型が実質的特徴及び進歩を有することをいう。

創造性の判断は3ステップ、すなわち最接近の現有技術を特定し、次いで区別特徴を認定し、 最後に当業者にとって自明的であるか否かを判断する。ここで、自明か否かを判断する際には、 現有技術中に、技術的啓示(技術的示唆)が存在するか否かを注目して行う。

しかしながら数値限定発明にあっては機械的に創造性の3ステップ法を適用することが妥当でない場合がある。本事件では復審委員会及び北京市第一中級人民法院は3ステップ法に基づき容易に発明することができるとして特許を無効とする判断をなしたが、北京市高級人民法院は予期せぬ効果を重視し、無効と判断した復審委員会の決定 1 及び北京市第一中級人民法院の判決 2 を取り消した 3 。

¹ 特許復審委員会2011年 4 月11日決定 4 W100345

² 北京市第一中級人民法院判決 (2013) 一中知行初字第180号

³ 北京市高級人民法院判決 (2013) 高行終字第1754号